

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

八戸市長 熊谷 雄一

市町村名 (市町村コード)	八戸市 (02203)
地域名 (地域内農業集落名)	豊崎地区 (滝谷、上七崎、下七崎、永福寺)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年11月20日 (第4回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

当地区は農業者の平均年齢が66歳と高齢化が進み、担い手が少なく、担い手が引き受ける意向のある耕作面積よりも、65歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積が多く、新たな受け手の確保が必要である。

地区農業委員・農地利用最適化推進委員が組織を立ち上げ、地区内外の認定新規就農者や農業に興味・関心のある方を対象に、情報交換や勉強会等定期的に会合を開催し、現在40名程度が賛同・参加している。

また、一部地区で「農地中間管理機構関連農地整備事業」の話題が上がっており、説明会や集会を実施済。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

水稻、ピーマン、ごぼう、ながいも、にんにく、大豆等を中心とした複数部門による農業経営を行い、地域農業を維持させていく。また、農業委員・農地利用最適化推進委員が立ち上げた組織のメンバーを核とした農地の集約化・拡大化も期待される。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	299 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	194 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

#### (1) 農用地の集積、集約化の方針

農業委員会(農業委員、農地利用最適化推進委員)や市を中心として担い手の貸借意向等の情報を収集し、担い手(認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者、集落営農組織)や農地バンク・基盤法利用者や組織メンバーを中心とした担い手を中心に利用集積を進める。

#### (2) 農地中間管理機構の活用方針

貸借は農地バンクの活用を基本とし、担い手の経営意向を尊重した集約化を進める。また、農業委員会に大規模農地の貸借希望があった場合は農地バンク担当部署へ誘導してもらうなど連携し積極的に活用させる。

#### (3) 基盤整備事業への取組方針

一部地区で本事業活用希望の話があり、令和6年5月の事業説明会を皮切りに、数回説明会や集会を実施済。今後も随時開催される見込。

#### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地区農業委員・農地利用最適化推進委員が組織を立ち上げ、認定新規就農者や農業に興味・関心のある若年者を対象に、情報交換や勉強会等定期的に会合を開催し地区内外から40名程度が参加しており、多様な経営体の確保・育成に取組んでいる。また、離農農家の未利用農機具レンタルや再利用について有効活用できないかとの意見もあることから、全国の事例等を研究していく。

#### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

機械設備を持つ農家に、乾燥等一部作業を委託している。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

#### 【選択した上記の取組方針】

- ①地域での鳥獣害の具体的対策はなく各農家が個別対応している。農作物被害があった場合は農作物被害確認部署へ連絡後現地確認のうえ、捕獲希望がある場合は農作物被害確認部署⇒鳥獣害担当部署へ連絡後、鳥獣被害対策実施隊が出動し罠の設置を行っている。
- ②一部農業者が特別栽培及び有機JAS認証を受けている。畜産経営体が牛糞を活用し耕作している。
- ③ドローンを使用し薬剤散布している。
- ⑩障害福祉サービス事業所利用者にピーマンの収穫作業をしてもらう等、農福連携に積極的に取組んでいる。